

令和 5年7月31日

三重県知事 殿

伊賀市土橋字川久保192番地1
医療法人 吉村クリニック

理事長 吉村明文

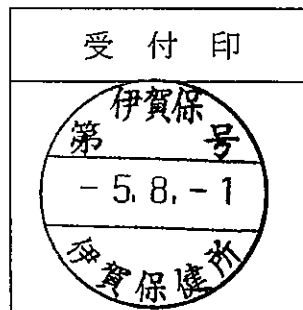
電話 0595-22-2121

決算届

令和 3年 5月 1日から令和 4年 4月 30日までの決算を終了したので、
医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書



〔別紙〕
様式1

事業報告書
(自 令和3年5月1日 至 令和4年4月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 吉村クリニック
 ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 伊賀市土橋字川久保192番地1
- (3) 設立認可年月日 平成 19年 2月 28日
- (4) 設立登記年月日 平成 19年 3月 28日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	吉村クリニック	伊賀市土橋字川久保192番地1	無し

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3年 6月25日 令和2年5月1日～令和3年4月30日の事業年度の決算の決定
 令和 4年 4月26日 令和4年5月1日～令和5年4月30日の事業年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 吉村クリニック
 所在地 伊賀市土橋字川久保192番地1

※医療法人整理番号 0557

財 産 目 録
 (令和4年4月30日現在)

1. 資 産 額 492,660 千円
 2. 負 債 額 86,627 千円
 3. 純 資 産 額 406,033 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	283,888
B 固 定 資 産	208,772
C 資 産 合 計 (A+B)	492,660
D 負 債 合 計	86,627
E 純 資 産 (C-D)	406,033

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 吉村クリニック
 所在地 伊賀市土橋字川久保192番地1

※医療法人整理番号 05571

貸 借 対 照 表
 (令和4年4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	283,888	I 流動負債	86,627
II 固定資産	208,772	II 固定負債	
1 有形固定資産	172,711	負債合計	86,627
2 無形固定資産	14,390	純資産の部	
3 その他の資産	21,671	科 目	金 額
		I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	396,033
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	406,033
資産合計	492,660	負債・純資産合計	492,660

様式4-2

法人名 医療法人 吉村クリニック
 所在地 伊賀市土橋字川久保192番地1

※医療法人整理番号 0557

損 益 計 算 書
 (自 令和 3年 5月 1日 至 令和 4年 4月 30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	174,579
2 事業費用	135,685
本来業務事業利益	38,894
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	31,167
2 事業費用	48,522
附帯業務事業利益	△ 17,355
事業利益	21,539
II 事業外収益	6,909
III 事業外費用	0
経常利益	28,448
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	28,448
法人税等	7,327
当期純利益	21,121

様式5

監事監査報告書

医療法人 吉村クリニック
理事長 吉村 明文 殿

私は、医療法人 吉村クリニックの令和 3年5月1日から令和 4年4月30日までの事業年度の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 4年 6月 25日

医療法人 吉村クリニック

監事 吉村 仁 士